



家畜衛生だより

埼玉県熊谷家畜保健衛生所

住所 熊谷市円光1-8-30 電話 048-521-1274/FAX048-526-1063 (夜間・休日等は緊急携帯電話に転送) E-mail k2112741@pref.saitama.lg.jp

令和6年10月24日

農場の消毒を確実に実施してください

千葉県における高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえて、県は家きん 飼養農場を対象に「消毒方法の実施の命令」を告示しました。つきまして は次の方法に従い、<u>消毒を確実に実施</u>するとともに、<u>消毒作業終了後、</u> 必ず当所への報告をお願いします。

※ 農場および各家きん舎周囲の消毒を確実に!!

【消毒方法:消石灰散布の場合】

範 囲:農場(飼養衛生管理区域)外縁から 1m 以上、

家きん舎から少なくとも 1m 以上にわたる範囲

散布量:1平方メートルあたり1kgを目安に均一に散布

ままり、一人のだり「Kg Zell女には」に成功 1m幅で 石灰散布 農場(飼養衛生管理区域)

【報告方法】

電話、メール、FAX

ウイルスの侵入防止を徹底してください!

全国的に高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入リスクが 高まっています。

- ※ 家きん舎、たい肥舎、飼料保管庫へ野生動物が侵入しないよう、 防鳥ネット等の整備、破損の有無の確認と速やかな修繕
- ※ 衛生管理区域専用の衣服を着用、家きん舎毎に専用の長靴を使用
- ※ 衛生管理区域に車両が出入りする場合は、確実な消毒の実施 消毒装置がない場合は、車両が通行する場所に消石灰の散布
- ※ 家きん舎に立ち入る際の、手指消毒
- ※ 衛生管理区域内ではペットの飼育は禁止されています 忌避剤等での野良猫等の侵入防止徹底
- ※ 家きんに給与する井戸水等の消毒

羽数100羽以上の飼育者のみなさま 死亡羽数の報告をお願いします

家きんの状態を毎日、十分に観察し、まとまって死亡する、 元気・食欲が無い、産卵率の低下、鶏冠の変色等が認められたら、 速やかに家畜保健衛生所に連絡するとともに、

週毎の死亡羽数を毎月報告してください。